

## 別紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

勝浦市の産業は第1次産業の事業所数が5割を占め、建設業、製造業等の第2次産業の事業所数は1割弱、卸売業・小売等をはじめとする第3次産業は事業所数は4割程度となっており、従業員数30人未満の事業所が約98%と大半を占めている。(資料：平成26年経済センサス基礎調査)

勝浦市は、平成25年の圏央道市原鶴舞インターチェンジ開通に伴い、交流人口増加と交通アクセスの向上が飛躍的に進んでおり、市内の事業者にとっては追い風となっているなか、高齢化による担い手不足、取引先からのコストダウンへの要請、原材料価格・輸送費の高騰等により、市内の事業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。

##### (2) 目標

このような厳しい事業環境を乗り越えるためには、勝浦市の大半を占める中小企業の労働生産性を向上させるための後押しが必要である。市内の事業者が保有している設備は老朽化が進んでおり、担い手や事業継承となる若い企業者への生産性向上に向けて大きな足枷となっていることから、これらの設備を生産性の高い設備へと一新させるための支援を行い、市内の事業者の労働生産性の向上を図る。

具体的には、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。

勝浦市はその目標として、先端設備等導入計画の認定数を3事業所と設定する。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

市内の事業者に広く労働生産性向上の機会を提供することから、本計画で対象とする先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備等に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内産業への経済波及効果も希薄であるため、市内の自己の所有に属し、従業員が常駐する建物に設置するもの（屋上に設置するもの等）に限る。

### 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

#### (1) 対象地域

市内の事業者幅広く労働生産性向上の機会を提供することから、本計画では対象とする区域について制限は設けず、市内全ての事業者を対象とする。

#### (2) 対象業種・事業

- ・市内の事業者幅広く労働生産性向上の機会を提供することから、本計画では対象とする業種及び事業等について制限は設けず、市内全ての事業者を対象とする。
- ・計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が9%以上（年平均3%以上）向上すること。
- ・先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

生産性向上特別措置法に基づき、計画期間は国の同意日から5年間とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮することから、人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等の種類の限定については、令和3年7月1日以降の申請分からとする。